

## 令和4年度三重県工業研究所産学官共同研究公募要領

三重県工業研究所（以下「工業研究所」という。）は、県内事業者等の研究開発又は技術開発における課題を解決するため、大学等高等教育機関と連携して行う、産学官共同研究（以下「共同研究」という。）を以下のとおり募集します。

### 1. 共同研究の概要と手続き

#### (1) 共同研究の定義

この公募要領において、共同研究とは、申請事業者の技術課題を工業研究所、大学等高等教育機関及び申請事業者が分担し共同で解決する研究開発を指します。

#### (2) 対象となる共同研究

共同研究の対象は、別表1に示す研究分野のうち共同研究が可能な課題に関するもので、申請事業者が抱える技術課題（製品や技術の開発又は改良等）を工業研究所の技術シーズやノウハウ及び設備を活用して解決するための共同研究を対象とします。

ただし、別表1で定める研究分野であるものの、工業研究所の研究設備や予算等により対応できない場合があります。

#### (3) 対象となる申請事業者

県内に本社又は事業所等のある事業者（企業、組合、公益法人等）で、大学等高等教育機関と課題分担の想定が行われているものとします。ただし、複数事業者からの共同申請の場合は、少なくとも1事業者は県内に本社又は事業所等を有する事業者とします。

#### (4) 共同研究費用の負担

申請事業者は、共同研究に要する費用のうち、申請事業者が分担する課題に係る費用並びに工業研究所及び大学等高等教育機関が分担する課題に係る費用を負担します。

工業研究所及び大学等高等教育機関の研究費用は、共同研究1件あたり数万円～50万円程度とします。ただし、これ以上でも可能な場合がありますので、申請前に問い合わせ先までご相談ください。

#### (5) 研究期間

契約締結日から最長で令和5年2月末日までとします。

#### (6) 申請から契約に至る手続き

##### ① 申請

##### (ア) 申請受付期間

令和4年3月25日（金）から10月31日（月）までとします。ただし、受付は土曜、日曜、祝・祭日を除く、9時から17時とします。

##### (イ) 申請方法

申請は、受付期間内に、工業研究所に産学官共同研究申請書（様式第1号）及び添付書類（誓約書等）を直接提出してください。郵送の場合は、封筒の表面に「共同研究申請書在中」と朱書きしてください（当日消印有効）。また、複数事業者で共同申請する場合には代表事業者が申請者となり、共同申請者を研究実施体制（研究分野等）に記載のうえ、申請してください。

##### (ウ) 申請時に必要な添付書類

産業廃棄物を用いた研究については、申請書に、研究対象とする産業廃棄物について、申請時点で把握している成分、溶出試験結果及び製造方法等を添付してください。（任意様式）

##### ② 事前調査

工業研究所の研究員が、申請事業者に対してヒアリング等により申請内容を確認するとともに、申請内容と工業研究所の研究能力の適合、研究の分担、工業研究所の費用の見積り等についても

確認します。

また、共同研究において工業研究所が提供を受ける資材等の安全性などについて、申請事業者に対して詳細な情報の提供をお願いすることがあります。特に、産業廃棄物に関連する研究については、より詳細な資料や分析データを求める場合があります。

### ③審査

申請書及び事前調査の結果から、工業研究所共同研究審査委員会において、別表2の審査基準に従い、工業研究所の研究費用の予算範囲内で共同研究実施の可否を審査します。

### ④審査結果の通知

共同研究が採択された場合は採択通知書、不採択となった場合は不採択通知書を申請事業者に送付します。不採択通知書には、不採択となった理由を記載しますので、再申請される場合の参考にしてください。なお、採択された場合でも、共同研究契約の締結に当たり条件を付ける場合があります。この条件が満たされない場合は、産学官共同研究契約の締結ができませんのでご注意ください。不採択となった申請についても、技術相談・技術支援・他の研究機関への橋渡し等により、工業研究所として何らかの対応が可能な場合は、申請事業者の課題解決に向けた支援をします。

### ⑤共同研究契約の締結

工業研究所共同研究審査委員会で採択された申請事業者（以下、「共同研究者」）は、産学官共同研究契約書（様式第3号）を標準として産学官共同研究契約を締結します。

なお、産学官共同研究契約の締結に当たり条件が付いた場合は、その条件が満たされたことを確認します。

### ⑥共同研究費用の納入

産学官共同研究契約の締結後に、共同研究者が負担する工業研究所の研究費用の納入通知書を共同研究者に送付します。納入通知書に記載のある納入期限までに指定金融機関でお支払いください。なお、納入期限は契約締結日の翌々月末日、又は令和5年2月末日のいずれか早い日までとします。共同研究者が負担する大学等高等教育機関の研究費用は契約書に定める方法でお支払いください。

## 2. その他注意事項

### （1）産学官共同研究契約書の内容

共同研究における研究の分担、費用負担、知的財産の取扱、情報公開等に関して、産学官共同研究契約書（様式第3号）により規定していますので、申請される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。産学官共同研究契約書などの関係規程等は、工業研究所ホームページに掲載しています。（<http://www.pref.mie.lg.jp/kougi/hp/index.htm>）

### （2）産学官共同研究報告書の作成

工業研究所及び共同研究者は、共同研究の実施期間終了後1か月以内又は令和5年3月31日（金）のいずれか早い日までに、相互に内容を協議したうえで、産学官共同研究報告書を作成します。なお、この産学官共同研究報告書は、原則として公表するものとします。ただし、公にすることにより、共同研究者の競争上の地位その他正当な利益を損なうと認められるものは、共同研究者と協議の上、公表を控えることができます。

### （3）産業廃棄物を用いた共同研究

産業廃棄物のリサイクル・減量化等を対象とした研究については、安全性の確保のために、次のような制限及び共同研究者の義務があります。

#### ①研究の対象

産業廃棄物を原料に含み商品化されているものであっても、新たな用途を開発することを目的

とする研究であれば本共同研究の対象とします。

特別管理産業廃棄物を直接の原料とした製品化に関する研究は対象外です。

三重県又は共同研究者が所有又は管理しない土地等を使用して行う研究は対象外です。

## ②産業廃棄物に関する成分データ等の把握

産学官共同研究申請書に、研究対象とする産業廃棄物について、申請時点で把握している成分、溶出試験結果及び製造方法等を添付してください。

事前調査において、審査における参考資料として、工業研究所が必要とする成分等データの提出を求める場合があります。

産業廃棄物に関する成分等データの提出を条件として採択する場合があります。この場合、共同研究者は、産学官共同研究契約の締結前に、採択条件（工業研究所が求める産業廃棄物に関する成分データ等の提出）を満たす必要があります。

共同研究実施中に、対象とする産業廃棄物に関する成分及び製造方法等の情報について、工業研究所が共同研究者に求めた場合は、共同研究者はこれらに関する情報を提出してください。なお、その費用は共同研究者の負担となります。

共同研究者が、工業研究所が求める情報を提出しない場合は、産学官共同研究契約を解除します。

## ③その他

工業研究所及び共同研究者は、共同研究実施期間中における実験・試作等により生じた成果物又は生産物を商品として流通させることはできません。

## (4) 製品・商品に係る法的規制

共同研究の成果を活用した製品・商品について、共同研究者が守るべき多くの法的規制がありますので、必ずこれを遵守してください。例えば、製造物責任法（PL法）、不正競争防止法、薬事法、食品衛生法、輸出貿易管理令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律などが該当します。

## (5) 情報公開

### ①共同研究者名（法人番号）及び共同研究課題名の公表

採択された共同研究課題名及び共同研究者の名称（法人番号）・所在地は、産学官共同研究契約の締結後にホームページ等で公表します。

### ②三重県情報公開条例の適用

共同研究に関する文書全て（産学官共同研究申請書、産学官共同研究契約書、産学官共同研究報告書、産学官共同出願契約書、共同研究者が工業研究所に提出した文書・データ等）が三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の対象となります。

詳しくは、三重県ホームページ（<http://www.pref.mie.lg.jp/KOUKAI/>）をご覧ください。

## (6) 権利の帰属及び出願等

共同研究において、工業研究所の研究員又は共同研究者が本共同研究の結果、単独で発明を行ったときは、あらかじめ相手方の同意を得て、単独で特許の出願ができます。

工業研究所の研究員及び共同研究者が共同して発明を行ったときは、三重県は工業研究所の研究員から特許を受ける権利を承継し、三重県及び共同研究者が共同して出願（以下「共同出願」という。）するものとし、この場合において、共同研究者は共同研究を始めるにあたって、職務発明等に関する規程を定め、あるいはそれに類するもので権利関係を明確にしておくこととします。

共同出願を行おうとするときは、当該特許に係る三重県及び共同研究者の特許を受ける権利及び設定登録後の特許権の持分と出願等に係る費用一切の費用負担割合を協議した内容を含む「産学官共同出願契約書」を別途作成し、三重県職務発明等審査会で審査のうえ産学官共同出願契約を締結するものとし、

実用新案権、意匠権、その他の知的財産権の取扱いについても上記記載と同様とします。

### (7) 暴力団等の排除

共同研究者又はその役員等が以下に該当する場合、共同研究を実施することはできません。

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と認められる場合。
- ・暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は暴力団の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者。以下同じ。）と認められる場合。
- ・自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合。
- ・暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合。
- ・暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合。（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）
- ・暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
- ・暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合。

### 3. 申請・問い合わせ先

ご質問などの問い合わせは、電話・FAX・メールで担当者までご連絡ください。

〒514-0819 津市高茶屋5丁目5番45号

三重県工業研究所 プロジェクト研究課

電話：059-234-0407 FAX：059-234-3982 担当者：増山、瀬戸

E-mail：kougi@pref.mie.lg.jp

別表 1 共同研究が可能な研究分野リスト

番号	共同研究の対象とする研究分野
1	エネルギー関連技術に関する研究
2	電子材料及び電子デバイスの研究
3	医療機器及び福祉用具に関する研究
4	機械及び機械部品の研究
5	金属加工技術の研究
6	有機・無機材料の研究
7	土木建築材料の研究
8	食品の研究
9	医薬品及び化粧品の研究
10	金属材料の研究
11	鑄造技術の研究
12	窯業原材料及び製品の研究
13	窯業製品のデザイン開発
14	情報技術の研究

別表2 審査基準

審査項目	審査内容
1. 工業研究所の研究能力(人的・設備的能力等)との整合性	申請内容に対して、工業研究所の研究員の研究分野や工業研究所の保有する設備等で対応できるかどうか。
2. 申請内容の技術的妥当性と見込まれる効果	技術的に達成可能であるか、また研究の成果により生じる具体的な効果(新商品の開発、高付加価値化、コスト削減、製造技術の向上等)がどの程度見込まれるか。
3. 申請事業者の県内における事業化計画	申請事業者が、共同研究の成果を活用して事業化・商品化等を進める具体的な計画を持っているか。そのために、国等における提案公募型事業への応募を計画しているか。また、県内産業への波及性が見込まれるか。
4. 申請事業者の研究開発能力	申請内容に対して、申請事業者が十分な研究体制・能力を持っているかどうか(持とうとしているか。)
5. 共同研究の対象とする材料・原料等に関する安全性	廃棄物を用いた研究などの場合、対象とする材料・原料等の安全性について、十分に考慮されているか。
6. 共同研究の制度に対する申請事業者の理解	申請事業者の費用負担、情報の取扱、及び共同研究契約書の内容などに対して、申請事業者が十分に理解しているか。

以上